

家庭のゼロエミッション行動推進事業



事業者登録要領

2024年8月1日版

東京ゼロエミポイント事務局

ホームページ

<https://www.tz-points.jp/>

お問合せ窓口

申請前のお問合せ：0120-083-255 (受付時間 9:00~17:00)

申請後のお問合せ：03-6260-6006 (受付時間 10:00~17:30(土日祝除く))

【目次】

本要領は、令和6年10月以降の「東京ゼロエミポイント」事業における登録販売事業者としてご参画いただける事業者様に向けて、ご参画に当たっての必読事項及び販売事業者登録の手続きをご案内するものです。

1. 事業概要

- 1-1.事業の目的
- 1-2.事業概要
- 1-3.事業スケジュール

2. 登録販売事業者とは

- 2-1.販売事業者の登録
- 2-2.登録販売事業者の要件
- 2-3.販売事業者の制限
- 2-4.登録販売事業者の登録停止等

3. アカウントの機能

- 3-1.登録販売事業者の登録区分
- 3-2.登録販売事業者のアカウントの種類

4. 販売事業者・店舗登録手続き

- 4-1.販売事業者の登録手続き
- 4-2.登録手続きにおける添付証憑
- 4-3.店舗登録

5. 販売事業者登録の入力手順

- 5-1.全体の流れ
- 5-2.操作の流れ

6. 事業者登録規約

1-1. 事業の目的

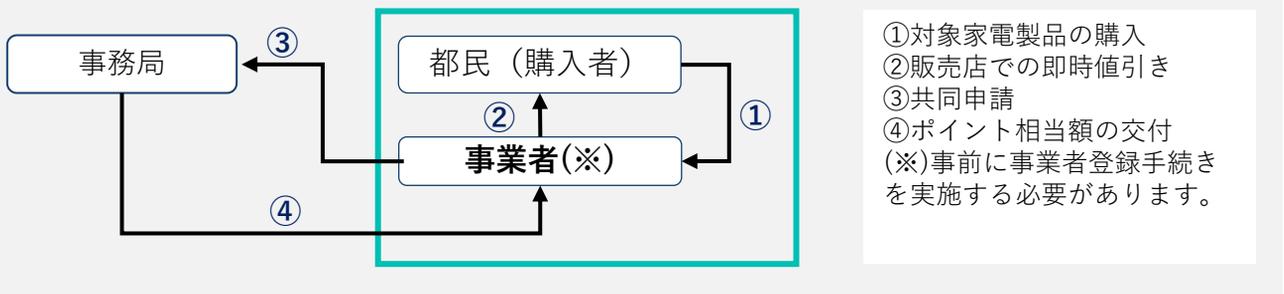
2030年カーボンハーフの実現に向けて、東京都では、家庭の省エネ行動を促すため、より省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫、給湯器又はLED照明器具への買替えに対し、「東京ゼロエミポイント」を付与する事業を実施しています。

2024年10月からは、都民の利便性向上及び脱炭素化の観点より、都民が対象家電等を店舗で購入する際に、東京ゼロエミポイント相当分を販売価格から値引きする運用となります。

1-2. 事業概要

本事業への申請は、登録販売事業者と都民（購入者）が共同で行います。具体的な手続きは、登録販売事業者が行います。

登録販売事業者は、東京都民へ対象製品を販売、値引きをした後、本事業の交付申請手続きを遅滞なく、また適正に実施する必要があります。



なお、販売時における主な条件は、下記の通りです。

販売方法	登録されている対象製品を、以下のいずれかの方法で都民に販売し、かつその製品や金額等の詳細を書面で証明できること。 <ol style="list-style-type: none">通常買替え長期使用家電(※)からの買替え (※)製造年から15年以上経過していることを証明できる製品新規購入
買替前製品	都内の住宅に設置済みの エアコン、冷蔵庫、給湯器またはLED照明器具以外の照明器具
買替後製品	事務局が定める基準を満たすエアコン、冷蔵庫、給湯器またはLED照明器具であって、都内の住宅に設置されるもの ※新規購入の場合は、上記エアコン、冷蔵庫を指すものとする

※詳細については、交付申請手続きにて記載いたします。(9月上旬公開予定)

1-3. 事業スケジュール

事業者登録期間	令和6年（2024年）8月1日～令和9年（2027年）2月28日
交付申請の対象となる対象家電販売期間	<ul style="list-style-type: none">・通常買替え、長期使用家電からの買替えの場合 令和6年（2024年）10月1日 又は販売事業者の登録完了日のいずれか遅い日～ 令和9年（2027年）3月31日 ※申請受付期間は、令和9年（2027年）4月30日(必着)まで・新規購入の場合 令和6年（2024年）10月1日 又は販売事業者の登録完了日のいずれか遅い日～ 令和8年（2026年）3月31日 ※申請受付期間は、令和8年（2026年）4月30日(必着)

※予算の消化状況により期日が早まる可能性があります。

なお、事業者登録に関するスケジュールは下記となります。

一次登録期間	令和6年（2024年）8月1日～令和6年（2024年）8月14日(必着) →9月30日までに郵送での申請希望の事業者へ交付申請書を送付します。
二次登録期間	令和6年（2024年）8月15日～令和6年（2024年）8月31日(必着) →10月中旬までに郵送での申請希望の事業者へ交付申請書を送付します。
三次登録期間	令和6年（2024年）9月1日～ →郵送での申請希望の事業者へは、審査完了次第、順次交付申請書の送付を行います。

2-1. 販売事業者の登録

「登録販売事業者」とは、都民（購入者）と共同で交付申請の手続きを行い、対象製品販売時にポイント相当額の値引きをし、そのポイント相当額の交付を受ける者として、予め本事業に登録した事業者をいいます。

本事業の参画に関しては、本事業のホームページより「事業者登録規約」に同意を行い、販売事業者として登録を受ける必要があります。

なお、本事業における販売事業者の登録は、都や事務局が優良な事業者として認定をするものではありません。優良誤認の可能性がある広報活動を行うことはできません。

2-2. 登録販売事業者の要件

販売事業者の登録は、以下のすべてを満たす法人、または個人事業主が対象です。

登録資格者	法人の場合は、国内に法人登記しており、家電等の販売事業を実施していることを証明できること 個人事業主の場合は、家電等販売の事業を営んでいることを証明できること
環境	インターネットの利用環境が整備されており、事務局が提供する「ゼロエミポータル」を利用できること ※インターネットの利用環境が無い場合は、事務局にお問い合わせください。
振込口座	ポイント相当額の受取口座が、日本国内に支店を有する金融機関の口座であること
言語	日本語を用いて事務局との連絡、交付申請等の提出書類の作成ができること
規約類の遵守	本事業の事業者登録規約、その他事務局が交付申請の手引き等に定める事項を遵守して事業を行うこと

※本事業においてwebサイトでの販売を希望する事業者は、登録前に事務局へお問い合わせください。

2-3. 販売事業者の制限

以下に該当する販売事業者は本事業の対象外とします。

1. 法人においては、暴力団または役員等(実質的に経営に関与する者)が暴力団員である者
2. 個人においては、暴力団員である法人、個人によらず、暴力団および暴力団員と社会通念上不適切な関係にある者
3. 都から、補助金交付等停止措置又は指名停止措置等が講じられている者
4. 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けた者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者

2-4. 登録販売事業者の登録停止等

登録販売事業者が、偽りその他不正の手段により本事業の手続を行い、若しくは本事業その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該登録販売事業者に対し、次の措置を講じることがあります。

なお、登録事業者から業務を受託した者が不正手続等を行ったときは、当該登録事業者（委託者）が当該業務を受託した者と共に不正手続等を行ったものとみなします。
また、事務局や東京都が行う現地調査等に協力しなかった場合も、下記2の措置を講じることがあります。

1. 登録販売事業者としての地位の全部又は一部の停止
2. 申請の無効化（すでに交付した場合にあってはポイントの全部又は一部の無効化、当該ポイント相当分の金銭の返還請求及び加算金の納付）
3. 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定期間、助成対象者の対象外とすること。
4. 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

事業者登録の停止を受けた場合、登録停止期間中は値引き販売や交付申請手続を行うことができません。

※ ポータルサイトを利用して事業者登録を申請する手順です。

3-1. 登録販売事業者の登録区分

登録販売事業者は、交付申請方法と請求管理方法によって3つの区分に分かれます。
なお、事業者登録時に以下の区分を選択していただく必要があります。

区分	交付申請	請求管理	支払日
1	WEB(※1)	WEB/月次	調整中
2	郵送(※2)	WEB/月次	調整中
3	郵送(※2)	郵送/交付申請毎	調整中

※1：WEB：ゼロエミポータルを利用して申請することを指します。

※2：郵送：書類等の郵送で申請することを指します。

<区分ごとの特徴>

区分1：すべての操作をゼロエミポータルを利用して行います。書類の送付時間が発生しないため、審査～完了までの期間が短くなります。また、審査不備があった場合も、ポータル上で円滑に対応が可能となります。

区分2：交付申請は、郵送にて事務局へ提出していただきます。また、申請に不備があった場合は、郵送にて追送書類を送付いただく流れとなります。なお、進捗確認や請求に関しては、ゼロエミポータルを利用していただきます。

区分3：区分2と同様の流れです。請求については、交付申請をする際に請求書を同封していただくため、審査完了後に改めて請求作業をする必要はありません。一方で、審査の進捗状況によって入金額が変わるため、定期的な管理が必要となります。また、振込の際にどの申請の振り込みなのか記載されないのでご注意ください。

※登録区分の詳細に関して、下記URLに説明動画を掲載しましたので、
ご視聴ください。<https://www.tz-points.jp/>



3-2. 登録販売事業者アカウントの種類

ゼロエミポータルの利用にあたっては、本事業のホームページからアカウントの発行を受ける必要があります。

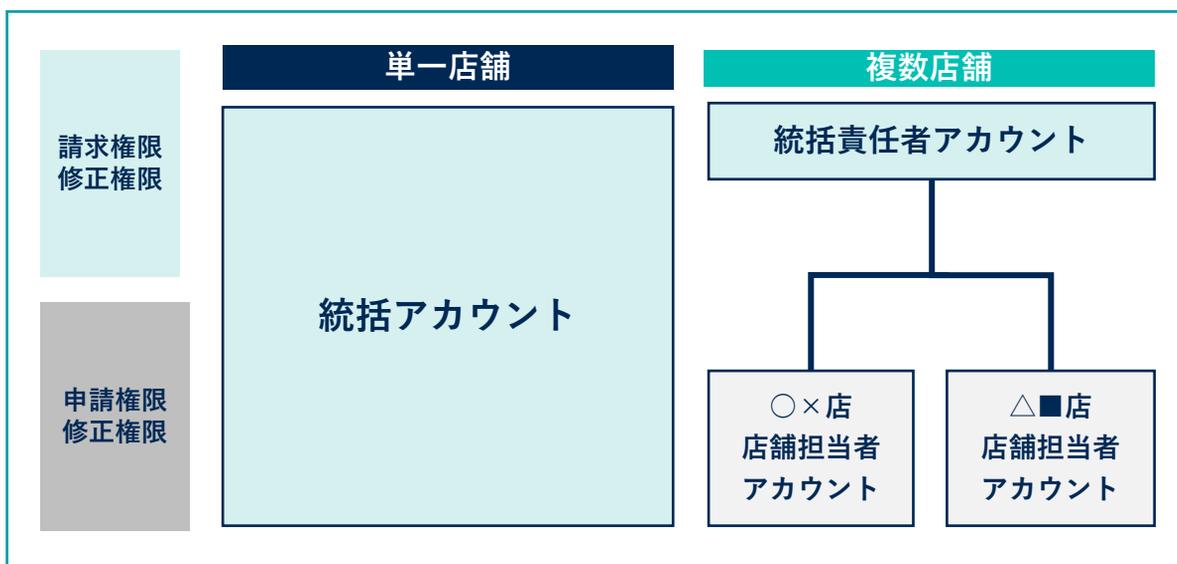
以下の内容をご確認いただき、アカウントの取得を行ってください。

①アカウントの種類

ゼロエミポータルでは、異なる機能を有する事業者の種類と併せて「統括アカウント」「統括責任者アカウント」「店舗担当者アカウント」の3種類のアカウントがあり、それぞれの目的と利用者のイメージは以下のとおりです。なお、「統括アカウント」「統括責任者アカウント」は、事業者ごとに1アカウントのみ取得し、利用してください。（登録販売事業者の申請後、他のアカウントから当該事業者の事業者登録はできなくなります。）

事業者の種類	アカウントの種類	目的と利用者のイメージ	発行日
単一店舗	統括アカウント	本事業の参加登録(販売事業者の登録)を行い、交付申請やポイント相当額の受領を管理するためのアカウント。 本社の管理部門等の担当者が取得し、利用してください。 (1事業者1アカウントのみ)	2024年8月1日 登録開始
複数店舗	統括責任者アカウント	本事業の参加登録(販売事業者登録)を行い、店舗担当者が行う交付申請やポイント相当額の受領を管理するためのアカウント。 本社の管理部門等の担当者が取得し、利用してください。 (1事業者1アカウントのみ)	2024年8月1日 登録開始
	店舗担当者アカウント	都民へ対象製品を販売し、交付申請の登録を行うためのアカウント。 必要書類を集められる店舗担当者等が取得し、利用してください。	事業者登録 承認後

<各アカウントの構成イメージ>



②アカウントの機能

各アカウントが有する機能のイメージは以下のとおりです。

	単一店舗	複数店舗	
	統括	統括責任者	店舗担当者
事業者登録・編集	○	○	×
交付申請	○	×	○
申請編集・不備修正	○	○	○
請求	○	○	×
入金管理	○	○	○ ※一部制限あり
店舗登録・編集	—	○	○ ※一部制限あり

③アカウントの注意点

各アカウントに発行される「事業者番号」「店舗番号」は、各事業者を判別する番号となります。

※ ID、パスワードについては外部に絶対に漏れないよう、管理を行ってください。

4-1. 販売事業者の登録手続き

販売事業者登録においては、下記項目を登録してください。

大項目	項目名	内容説明	必須項目	変更項目
事業者 情報	事業者区分	販売事業者の組織体系に合わせて選択して下さい。 「法人」または「個人事業主」	○	×
	事業者名	謄本等に記載されている正式名称を全角にて登録してください。	○	×
	代表者役職		任意	×
	代表者氏名	姓・名に分けてカナを含めて登録してください。	○	×
	所在地	謄本等に記載されている所在地を全角にて登録してください。	○	×
	代表連絡先	統括責任者と連絡がつかない場合に連絡することがあります。	任意	×
	ホームページ URL	店舗の営業時間等が分かるページを登録してください。 本事業のホームページでも公開します。	任意	○
統括 責任者 情報	役職		任意	○
	氏名	姓・名に分けてカナを含めて登録してください。	○	○
	連絡先	日中に連絡がつく電話番号を登録してください。	○	○
	メールアドレス	事務局との連絡先となります。	○	○
振込口座 情報	金融機関名	1口座のみです。	○	×
	口座名義人	金融機関に登録されている正式名称を半角で登録してください。	○	×
複数店舗 登録	—	複数店舗を有する事業者は <input checked="" type="checkbox"/> チェックを入れてください。	○	×
交付申請 方法	—	※7ページ参照	○	×
申請家電 種別選択	—	本事業で取り扱う予定がある家電等を選択してください。 「エアコン/冷蔵庫」「給湯器」「LED照明器具」	○	×
確認資料 提出	—	資料提出が不要な事業者は、 <input checked="" type="checkbox"/> チェックを入れてください。 ※次ページ参照	任意	○

上記変更項目が「×」になっている情報を変更する場合は、事務局へご連絡ください。

4-2. 登録手続きにおける添付証憑

事業者登録申請時には、下記書類を提出してください。

書類名称	書類の詳細	備考
口座情報が確認できる資料	通帳のコピー等、補助金の振込先がわかる資料。 1. 金融機関名(金融機関コード) 2. 支店名(支店コード) 3. 預金種別 4. 口座番号 5. 口座名義人(カタカナ記載部分)	必須
登記事項証明書	法人：登記をしている事業者は最新の登記情報がわかる書類 個人事業主：事業を開業していることがわかる書類	どちらか一方
決算書	法人：最新の決算書 個人事業主：税務署の受領印がある確定申告書	

※東京都環境局または東京都環境公社の事業に参画しており、販売事業者情報が公開されている販売事業者は、「登記事項証明書」「決算書」の提出は不要です。

例：令和6年9月末までのゼロエミポイント事業におけるLED割引券取扱店

<https://www.zero-emi-points.jp/shop-search/>

東京省エネマイスター店

<https://www.tokyo-co2down.jp/learn/meister/shop>

4-3. 店舗登録

1 事業者につき2店舗以上で本事業にご参画いただく場合は、店舗登録が必要となります。
(1店舗のみの場合は本ページの対応は不要です。)

- ・店舗登録をゼロエミポータルで行う場合
事業者登録が承認された後に店舗を登録できるようになります。
- ・店舗登録を郵送で行う場合
事務局より事業者登録申請用紙と併せて店舗登録用紙をお送りします。
ご記入の上、事業者登録申請用紙と一緒にご返送ください。

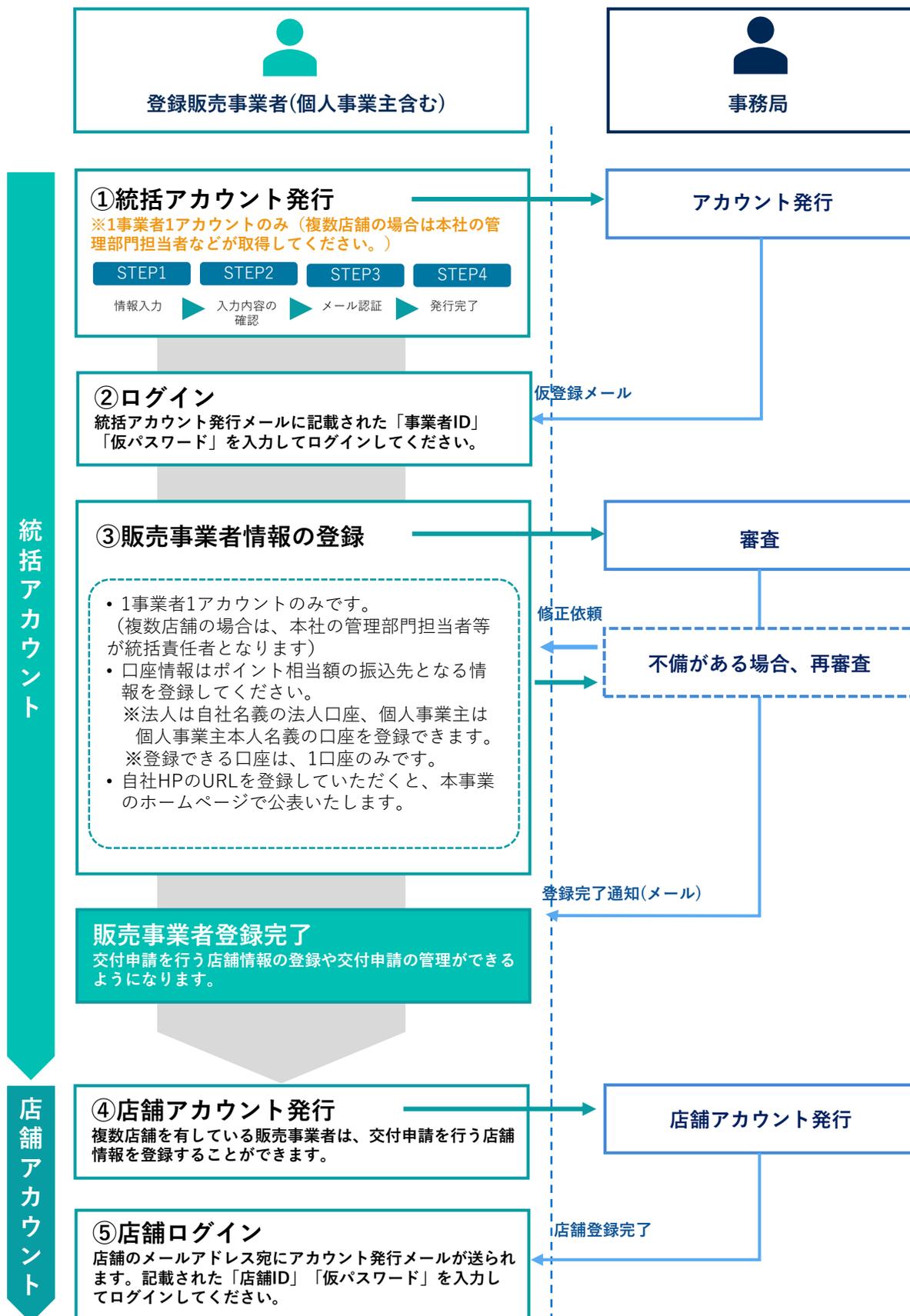
※登録された情報の一部は、都民が確認できるよう本事業のホームページで公開します。
誤りがないよう注意をしてください。

※事業期間中に、店舗の新規開店や閉店、住所の変更等、登録している店舗情報に変更があれば、
速やかに事務局へ連絡してください。ご連絡等がない場合は、申請ができない場合がございます。

必要情報	公開情報	備考
店舗名	公表	
店舗名_カナ	公表	
店舗担当者氏名	-	事務局から連絡する際の担当者を登録してください。
店舗担当者氏名_カナ	-	事務局から連絡する際の担当者を登録してください。
店舗担当者連絡先	-	事務局と連絡を取る担当者の連絡先を登録してください。
店舗メールアドレス	-	事務局と連絡を取る担当者のメールアドレスを登録してください。
店舗郵便番号	公表	
店舗住所	公表	

※上記以外に、販売事業者登録の申請時に選択した家電等種別も公開されます。

5-1. 全体の流れ



5-2. 操作の流れ

①統括アカウント発行

本事業のホームページ(<https://www.tz-points.jp/>)にアクセスしてください。
「事業者登録はこちら」をクリック、または、下の画面へスクロールしてください。



「事業者登録はこちら→」をクリックしてください。



事業者名等の必要事項を入力し、**プライバシーポリシーを確認の上**、**「アカウント発行申請」**を押します。

東京ゼロエミポイント 登録事業者向けポータル アカウント発行申請

東京ゼロエミポイントの登録事業者向けポータルのアカウント発行申請を行います。

STEP1
情報入力・申請

STEP2
メールアドレス確認

STEP3
ID・パスワード発行

STEP1. 連絡責任者情報を入力します

- ・1事業者1アカウントまで登録可能です。
- ・入力されたメールアドレス宛に発行メールが送信されます。

STEP2. メールアドレスの確認を行います

- ・送信したメールを確認します。
- 送信元 : noreply@tz-points.jp
- 件名 : 【東京ゼロエミポイント】新規ポータルアカウント発行の申請受付通知 (まだ発行は完了していません)
- ・メール本文に記載されているURLをクリックします。(メールアドレスの確認をおこないます。)
- ・リンク先の画面が表示するまでしばらくお待ちください。

STEP3. ID・パスワードが発行されます

- ・STEP2のリンク先画面が表示されたらID・パスワードが発行されます。
- ・受信したメールを確認します。
- 送信元 : noreply@tz-points.jp
- 件名 : ※重要※【東京ゼロエミポイント】新規ポータルアカウントの発行通知
- ・メール本文に記載されているURLにアクセスし、ID、@/パスワードを入力し、ログインしてください。
- ・初回ログイン時には、@/パスワードを任意のパスワードに変更する必要があります。

事業者情報

事業者名

事業者名カナ

連絡責任者氏名 姓: 名:

連絡責任者氏名(カナ) セイ: メイ:

連絡責任者_連絡先

※ハイフン付番 (例: 0011112222)

メールアドレス

※半角英数字20桁で入力してください
※このメールアドレス宛にメールが送信されますので、お間違いないようご注意ください

プライバシーポリシー プライバシーポリシーおよび注意事項に同意します。
※リンク先のプライバシーポリシーおよび注意事項を十分にご理解の上、同意する場合にチェックしてください。

※システムから送信されるメール(迷惑メール)フォルダに振り分けられている場合があります。
「迷惑メール」フォルダにも振り分けられない場合は、「noreply@tz-points.jp」のドメインを除外設定した上で、
(注)必ずアカウント発行申請のメールを受信してください。

アカウント発行申請

登録したメールアドレス宛に、**noreply@tz-points.jp**から申請受付の通知メールが届きます。

東京ゼロエミポイント事務局 <noreply@tz-points.jp>

To 自分 ▼

東京 太郎 様

「東京ゼロエミポイント事業ポータル」の新規アカウント発行の申請を受付ました。
以下のURLをクリックして申請を完了してください。

=====

■URL

!

※URLの有効期限は24時間です。
有効期限を過ぎてしまった場合は、最初から変更手続きをしてください。

【ご注意】

※上記に記載されるURLが2行にわたっている場合、お使いのメールソフトによっては、正しいページにアクセスできないことがあります。その際はURLの全ての文字をコピーし、ブラウザのアドレスバーへ貼り付けてアクセスしてください。

=====

メールに従って対応すると、下記ID、パスワードが発行されます。

- ・事業者ID
- ・ポータルサイトへログインするための仮パスワード

東京ゼロエミポイント事務局 <noreply@tz-points.jp>

To 自分 ▼

ゼロエミ事務局 東京 太郎 様

東京ゼロエミポイント)にIDおよびパスワードが発行されました。

アカウントIDとパスワードで、以下のURLからログインいただき、
パスワードの登録作業を実施して下さい。

■URL

■ユーザ名

■アカウントID

■仮パスワード

※今回発行されたID/パスワードでログイン後、ご自身で新しいパスワードを再設定する必要があります。

※このURLをブラウザの「お気に入り」に登録すると便利です。

※ページアドレス(URL)が2行以上で表示されている場合は、コピー+貼り付けでブラウザに入力(1行表示)して
からアクセスしてください。

このメールアドレスは送信専用アドレスとなります。

②ログイン

メール記載のURLよりゼロエミポータルへアクセスしてください。
ログイン画面が表示されたら、メール受信した内容(ID、パスワード)を入力し、「ログイン」ボタンを押します。ログイン後は、パスワードを変更してください。

東京ゼロエミポイント

ログイン

ID TW0006
パスワード

ログイン

<推奨環境>
OS: Windows 10 / 11、macOS 11
ブラウザ: Edge、Firefox、Google Chrome、Safari (いずれも最新版)

※上記、環境であってもパソコン設定により、ご利用できない、正しく表示されない場合があります。

東京ゼロエミポイント

パスワード変更

現在のパスワード
新しいパスワード
新しいパスワードの確認

変更

申請手続きを進めるため、「事業者の登録申請」を押してください。

東京ゼロエミポイント

事業者登録申請

登録事業者ポータル

最終ログイン日時 2024/07/05 14:17:21

▼ 事業者情報

事業者ID
事業者名
統括責任者氏名
登録日時

事業者の登録申請

▼ 推奨ブラウザ

この機能は、以下のOSおよびウェブブラウザでご利用頂くことを推奨します。
推奨環境であっても端末の設定によっては、ご利用できない場合や正しく表示・出力されない場合があります。

<推奨環境>
OS: Windows 10 / 11、macOS 11
ブラウザ: Edge、Firefox、Google Chrome、Safari (いずれも最新版)

ページの先頭へ

③販売事業者情報の登録

「編集」を押していただき、販売事業者登録に必要な情報を入力してください。

東京ゼロエミポイント

事業者登録申請

事業者情報 (詳細) 画面

編集 書類添付 事業者情報提出

管理情報

事業者ID	T09492	登録ステータス	仮登録
受領区分	インターネット	新規既存区分	

備考情報

事務局からの連絡事項

事業者概要

入力完了後は、「保存」を押してください。

東京ゼロエミポイント

事業者登録申請

事業者情報 (編集) 画面

保存 詳細画面に戻る

管理情報

事業者ID	T09492	登録ステータス	仮登録
受領区分	インターネット	新規既存区分	

事業者概要

基本情報

新規既存区分* 新規 既存
24年10月1日以前に、LED割引券取扱店として登録されている事業者は「既存」を選択してください。

旧制度LED取扱店コード
24年10月1日以前に、LED割引券取扱店として登録されている事業者はご記入ください。

統括責任者氏名カナ* セイ メイ

統括責任者 連絡先

複数店舗登録

複数店舗の登録希望 複数店舗の登録を希望する場合には、☑を入れてください。

交付申請方法

交付申請_請求書パターン選択*
(統括単位 or 申請単位)

WEB申請_月次請求
 郵送申請_月次請求
 郵送申請_交付申請ごと

申請家電等種別の選択

申請家電等種別* エアコン・冷蔵庫 給湯器 LED照明器具
併引き対応を行う家電等製品すべてに☑を入れてください。※原則、変更できませんのでご注意ください。

稼働状況確認資料のご提出

提出資料

東京都環境局・環境公社の事業に参画していて、企業名等が登録・公開されている事業である場合は、以下の提出は不要です。
①登記簿、決算書
②青色申告書 ※個人事業主の場合
不要な場合は、チェックをお願いします。 ※必要な方は、「書類添付」へ進んでください。

備考情報

事務局からの連絡事項

保存 詳細画面に戻る

「書類添付」の画面から下記を添付してください。

- ・ 銀行口座が分かる書類
- ・ 販売事業者の稼働状況が分かる書類(謄本、決算書など)

操作手順

- ・ ①をクリックし、該当の資料を選択してください。
銀行口座が分かる書類 → 30C_口座書類
稼働状況の書類 → 40D_会社確認書類 ※個人事業主の場合も含む
- ・ ②をクリックし該当する書類を選択してください。
- ・ ③ファイル名で書類名が分からない場合は、備考に書類名を入力してください。
- ・ 書類の添付が終わったら、④添付をクリックしてください。書類添付は完了です。

書類添付登録

④ 添付 続けて添付 詳細画面に戻る

管理情報

事業者ID 事業者名

書類添付

書類 (1) ① 選択してください。 ② 選択されていません ファイル選択

備考: ③

書類 (2) ① 選択してください。 ② 選択されていません ファイル選択

備考: ③

情報登録が完了しましたら、「事業者情報提出」を押していただくと、申請完了です。
※審査が完了するまでに、約2週間～1か月を要します。
審査完了後、メールにて通知が届きます。

東京ゼロエミポイント

事業者情報提出

事業者情報提出

管理情報

事業者ID 登録ステータス 申請日

受領区分 新規登録区分

基本情報

事業者からの連絡申請

事業者情報

新規登録区分

店舗ID 店舗名

店舗住所

店舗電話番号

事業者情報

事業者情報提出

■ 事業者登録完了

申請が承認されましたら、登録通知書が発行されます。
内容に相違が無いかご確認ください。

令和6年〇月〇日

〒111-1111

東京都〇〇区〇〇町1-1-1

■■株式会社

代表取締役

●● ●● 様

東京ゼロエミポイント事務局

家庭のゼロエミッション行動推進事業
登録販売事業者登録通知書

家庭のゼロエミッション行動推進事業の登録販売事業者登録申請に基づき、
下記のとおり、登録販売事業者として承認しましたので、ここに通知いたします。

記

1. 事業者ID 〇〇
2. 登録事業者名 ■■株式会社
3. 統括責任者名 ■■ ■■
4. 統括責任者連絡先 03-****-*****
5. 口座情報
 1. 金融機関名(コード) ■■銀行(001)
 2. 支店名(コード) ●●支店(111)
 3. 預金種別 普通
 4. 口座番号 1111111
 5. 口座名義人(カナ) シカシカガ'シガ'イヤ

以上

④店舗アカウント発行

複数店舗がある登録販売事業者は店舗登録をお願いします。
操作の手順は下記の通りです。

- ・「店舗登録に進む」を押してください。

登録方法は、下記2通りあります。

- ・1店舗ずつ登録
→①「店舗登録」を押してください。
- ・複数店舗をまとめて登録
→②「店舗の一括登録」を押してください。

店舗ID	店舗ステータス	店舗名	店舗名カナ	店舗担当者(姓)	店舗担当者(名)	店舗担当者カナ(姓)	店舗担当者カナ(名)	店舗メールアドレス
詳細								

店舗登録

①

店舗一括登録

②

店舗登録完了

「店舗登録」を押した場合

- ・店舗情報を入力後、①「保存」を押してください。
- ・入力内容を確認後、②「TOP画面に戻る」を押してください。

店舗（登録）画面

① ②

保存 TOP画面に戻る

★印の項目は、ホームページ等で公開させていただきます。誤りのないようご登録をお願いします。

店舗情報

基本情報

★店舗名*

★店舗名カナ*

店舗担当者 氏名* 姓 名

店舗担当者 氏名カナ* セイ メイ

★店舗 郵便番号* ※ハイフン不要

★店舗 都道府県*

★店舗 市区町村*

★店舗 番地以下*

★店舗 建物名

★店舗 部屋番号

店舗 連絡先* ※ハイフン不要（例：00111112222）

店舗 メールアドレス*

①

保存 TOP画面に戻る

※2店舗以上を登録する場合は、上記入力を繰り返してください。

- ・店舗情報一覧に反映されていることを確認し、「店舗登録完了」を押してください。

店舗情報一覧

	店舗ID	店舗ステータス	店舗名	店舗名カナ	店舗担当者（姓）
詳細	T-003	登録中			
詳細					
詳細					

◀ 前を表示 | 次を表示 ▶

店舗登録 店舗一括登録 店舗登録完了

「店舗一括登録」を押した場合

- ①「アップロード用フォーマットのダウンロード」を押して登録用のフォーマットをダウンロードします。
- フォーマット②に従い、店舗情報を入力して、PC上に保存してください。
- ③「ファイルを選択」を押していただき、②のデータを選択してください。
- ファイルが相違ないことを確認したら、④「チェックしてUpload」を押してください。
- 入力内容を確認後、⑤「TOP画面に戻る」を押してください。



※②<フォーマット> 下記csvファイルがダウンロードされます。

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q
1	店舗名	店舗名カナ担当氏	担当氏名	担当氏カナ	担当氏名	店舗郵便番号	都道府県	市区町村	番地以下	建物名	部屋番号	連絡先電話番号	連絡先メールアドレス			
2	東京ゼロエミトウキョウ	東京	次郎	トウキョウ	ジロウ	1230001	東京都	新宿区西	2丁目	8-1		031234567	xxxxxxx@tz-points.jp			
3	東京ゼロエミトウキョウ	東京	次郎	トウキョウ	ジロウ	1230001	東京都	新宿区西	2丁目	8-1		031234567	xxxxxxx@tz-points.jp			
4	東京ゼロエミトウキョウ	東京	次郎	トウキョウ	ジロウ	1230001	東京都	新宿区西	2丁目	8-1		031234567	xxxxxxx@tz-points.jp			

※カナ文字は、全角カタカナで入力してください。

※建物名、部屋番号以外は必須入力項目です。

- 店舗情報一覧に反映されていることを確認し、「店舗登録完了」を押してください。

店舗ID	店舗ステータス	店舗名	店舗名カナ	店舗担当者(姓)
詳細	003	登録中		
詳細				
詳細				

前を表示 | 次を表示 ▶

店舗登録 店舗一括登録 **店舗登録完了**

「店舗一括登録」を押したが、店舗情報一覧に反映されていない場合

- 「店舗CSVアップロード履歴」をクリックしてください。

東京ゼロエミポイント

事業者登録申請 ▾ 店舗CSVアップロード履歴

登録事業者ポータル

▼ 事業者情報

事業者ID T0

事業者名

統括責任者氏名

登録ステータス

- ◆事業者の登録申請を行うことができる機能です。「事業者の登録申請」ボタンをクリックしてください。
- ◆必要情報を入力し、書類の添付後に、【事業者情報の提出】を行うことができます。
- ◆審査完了時には、登録されているメールアドレスに通知されます。

- 「検索」を押して、取込結果が「事前チェックエラー」になっている履歴を確認してください。
- 詳細を押して、「エラーファイル」を確認していただくと、エラー理由が分かります。
エラーが1件あると、ファイルの全データが登録されませんのでご注意ください。

○ 店舗情報CSVアップロードログ

検索

CSV取込結果 正常終了 事前チェックエラー 異常終了 未指定

ステータス 取込中 取込完了 取込失敗 未指定

管理番号

取込みファイル名

作成日 日 ~ 日

事業者ID

検索結果

※詳細画面を別タブで表示したい場合は、Ctrlを押しながら【詳細】をクリックしてください。

◀ 前を表示 | 次を表示 ▶ / 1 ページ 1 - 7件 / 7件

	管理番号	事業者ID	CSV取込結果	ステータス	取込みファイル名	データ件数	チェックエラー件数	更新成功件数	更新エラー件数
詳細	TUL-2024072066	T07401	正常終了	取込完了	店舗一括登録サンプル(WEE 1		0	1	0
詳細	TUL-2024072065	T07401	事前チェックエラー	取込完了	店舗一括登録サンプル(WEE 1		1	-	-

⑤店舗ログイン

登録したメールアドレス宛に登録完了のメールが届きます。
発行された店舗IDと仮パスワードを使ってログインしてください。店舗登録は完了です。
(店舗が交付申請をできるようになります。)

東京ゼロエミポイント事務局 <noreply@tz-points.jp>

To 自分 ▾

東京ゼロエミポイント (PRE環境)にIDおよびパスワードが発行されました。

アカウントIDとパスワードで、以下のURLからログインいただき、
パスワードの登録作業を実施して下さい。

.....

■URL

|
■ユーザ名

■アカウントID

■仮パスワード

事業者登録規約

「家庭のゼロエミッション行動推進事業」（以下「本事業」という。）は、家庭のゼロエミッション行動推進事業実施要綱（令和6年3月25日付5環気家第430号。以下「実施要綱」という。）に基づき、東京都内（以下「都内」という。）の住宅に設置されている、冷蔵庫、エアコン、給湯器、又はLED照明器具以外の照明器具を、より省エネ性能の優れた対象家電等（本規約第3条に定めるものをいう。以下同じ。）に買い替えることを促進するために実施される事業です。本事業は、都民（都内に住所を有する個人であって、その住所を別に定める公的な書類等で証明できる者をいう。以下同じ。）が登録事業者から対象家電等を購入し買替えを行う場合又は高効率家電を新規に購入し都内の住宅に設置する場合を対象とします。登録事業者は、販売時に東京ゼロエミポイント（省エネ性能等に応じ定める。以下「ポイント」という。）相当分の値引きを行い、購入者である都民と共同で、運営事務局（公社により別に定める方法で選定され、本事業の事務運営を行う事業者をいう。以下同じ。）に申請を行います。運営事務局は、提出された申請書類を審査の上、適正と認められる場合には、当該登録事業者に対し、ポイント相当分の現金を交付します。

また、本事業では、長期使用家電（製造年から起算して15年以上経過した冷蔵庫又はエアコンをいう。以下同じ。）からの買替えの場合において、製造年からの経過年数を調査するための費用（以下「調査費用」という。）の一部を登録事業者へ助成します。本規約は、これらを行う登録事業者の登録に係る事項を定めることを目的とします。

第1条 登録事業者

1. 登録事業者とは、次条に定める共同申請者と共同で、ポイント又は調査費用の助成金の交付を申請する事業者として、本規約及び事業者登録要領に基づき事前に運営事務局に登録された者をいいます。ただし、当該登録は、本事務局等（運営事務局、東京都及び公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）をいう。以下同じ。）が、登録事業者として登録された事業者に対して何らその優良品性を認定したものではありません。

2. 本規約に基づき、登録事業者として登録され、交付申請を行うためには、以下①②の要件（以下、「参加要件」という。）が満たされなければなりません。登録後に参加要件のいずれかが満たされなくなった場合には、当該登録事業者は、直ちに運営事務局にその旨を通知しなければならないものとします。運営事務局は、当該通知を受けた場合、又は参加要件のいずれかを満たさなくなったことが明らか場合は、速やかにその登録を停止するものとします。

- ①登記簿簿本（履歴事項全部証明書）又は決算書により家庭電気製品販売事業者であることを運営事務局が確認できる者
- ②公的資金の助成先として社会通念上適切であると認められる者
3. 前項の規定に関わらず、参加要件の適否に該当しない変更が発生した場合においては、当該登録事業者は直ちに運営事務局へ変更内容の通知を行わなければなりません。

第2条 共同申請者

共同申請者とは、以下の都民をいいます。

- ①都内の住宅に設置済みの冷蔵庫、エアコン、給湯器又はLED照明器具以外の照明器具を別に定める期間内に対象家電等に買い替え、都内の住宅に設置する都民
- ②特に省エネルギー性能が高い家電として別に定める冷蔵庫又はエアコン（以下「高効率家電」という。）を購入し、都内の住宅に設置する都民

第3条 登録事業者の義務

登録事業者は、以下①～⑧に掲げる事項 全てについてその責任と義務を有します。

- ①運営事務局が作成するマニュアル及び規約（本規約を含む。）並びに本事務局等が行った告知・発表等（以下「マニュアル等」という。）に定める事項を遵守すること
- ②都民を含む消費者等に対して、本事業について正しい説明を行うこと
- ③ポイントの申請手続を遅滞なく、また適正に実施すること。また、当該手続に関する共同申請者からの問合せに誠実に対応すること
- ④運営事務局が本事業のホームページやメール等を通じて行う連絡事項を確認すること
- ⑤運営事務局から付与される予定のポイント相当額分を、共同申請者の購買金額（税込価格）より値引きすること
- ⑥事務局等が、本事業の適正かつ円滑な運営のために行う調査（ポイント付与の対象となる、運営事務局が別に定める省エネルギー性能が一定水準以上の冷蔵庫、エアコン、給湯器又はLED照明器具（以下「対象家電等」という。）の設置場所への現地確認や事業所への立ち入り検査を含む。）に応じること
- ⑦事務局等が、本事業の効果検証のために行う事業（共同申請者へのアンケートを含む。）に協力すること
- ⑧共同申請者に対して第⑥号及び第⑦号の協力を依頼すること

第4条 ポイント申請の手続

本事業のポイント申請にあたり、登録事業者と共同申請者は「共同事業実施規約」を締結します。登録事業者は、両者を代表して、運営事務局が別に定める場所へ配達記録が残る方法、又は運営事務局が提供する申請のためのWebシステム（以下「ゼロエミポータル」という。）により遅滞なくポイント申請をしなければなりません。運営事務局は、提出されたポイント申請書類に不備又は不足を発見した場合、ゼロエミポータルを通じた通知又は電話により確認を行います。登録事業者は運営事務局からの確認について、指定される期限までに回答しなければなりません。

第5条 助成金の交付申請の手続

本事業の調査費用の助成金の交付申請（以下「交付申請」という。）に当たり、登録事業者は、運営事務局が別に定める場所へ配達記録が残る方法、又はゼロエミポータルにより交付申請を提出しなければなりません。運営事務局は、提出された交付申請書類に不備又は不足を発見した場合、ゼロエミポータルを通じた通知又は電話により確認を行うことがあります。登録事業者は運営事務局からの確認について、指定される期限までに回答しなければなりません。

第6条 本事業の留意点

登録事業者は、本事業のポイント申請又は交付申請にあたり以下①及び②の留意点について理解しておかなければなりません。

- ① 本事業の予算には限りがあり、ポイント申請又は交付申請の額が予算上限に達した段階で受付を終了すること。よって、可能な限り早い時期に本事業のポイント申請又は交付申請を提出することが望ましいことなお、ポイント付与及び調査費用の申請は先着順に受け付けるものとし、受け付けた申請に係るポイント数及び調査費用の件数に応じて交付する金額の合計が予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、受付を停止する。また、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、ポイント数及び調査費用の件数に応じて交付する現金の合計が予算を超えない範囲で申請を受け付ける
- ② 本事業のポイント額又は助成金は、予算上限等によりポイント申請又は交付申請を行った額から減額されることがあること

第7条 従業員等への周知

従業員等（従業員及び本事業に関する業務を委託する場合は当該委託事業者を含む。以下同じ。）に対して、登録事業者の業務、義務、留意点、禁止事項等について、周知と教育を徹底しなければなりません。

第8条 禁止事項

登録事業者（登録事業者になろうとする者を含む。）及びその従業員等は、以下①～⑧に掲げる行為を行ってはなりません。

- ①不正、虚偽により登録事業者の登録を受け、又は登録を申請すること
- ②自らの不正、虚偽により、又は共同申請者の不正、虚偽を知りながらポイントの付与又は本助成金の交付を受け、もしくは本事業のポイント申請又は交付申請をすること
- ③東京都及び公社の他の同種の助成金等の交付を受けること
- ④消費者等に対して、本事業の制度及び本事務局等の名称、商標、又は称呼等を用いて、登録事業者が取り扱う製品の優良性又は有利性を誤認させるおそれのある言動、表示及び広告をすること
- ⑤本事務局等に対する債権を、第三者に譲渡し、若しくは移転し、又は担保に供すること

- ⑥本事務局等に対する一切の権利及び義務並びに本規約に基づき締結される運営事務局との間の契約上の地位について、運営事務局の同意なしに第三者に対して譲渡し若しくは移転し、又は担保に供すること
- ⑦本事務局等及び消費者等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける言動をすること
- ⑧その他、本事務局等が本事業の趣旨に反すると判断する行為、及び本事務局等との信頼関係を損なう一切の行為

第9条 不適切な行為に対する処分

運営事務局又は本事務局等は、登録事業者が、偽りその他不正の手段により本事業の申請を行い、若しくは本事業その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該登録事業者に対し、次の措置を講じることができます。この場合において、登録事業者から業務を受託した者が不正手続等を行ったときは、当該登録事業者（委託者）が当該業務を受託した者と共に不正手続等を行ったものとみなします。なお、1の事業者登録の停止を受けた場合、登録停止期間中は本事業による値引き販売、交付申請を行うことができません。また、運営事務局又は本事務局等が行う現地調査等に協力しなかった場合も、2の措置を講じることがあります。

- 1 登録事業者としての地位の全部又は一部の停止
 - 2 申請の無効化（すでに交付した場合にあってはポイントの全部又は一部の無効化、当該ポイント相当分の金銭の返還請求並びに加算金の納付）
 - 3 社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者の対象外とすること。
- ① 4 不適切な行為が行われた事実、本事務局等による登録事業者に対する処分及び登録事業者の名称を公表すること。

第10条 助成金の返還

1. 運営事務局は、前条の措置と併せてポイント又は助成金の全部若しくは一部について付与若しくは交付せず、又は交付したポイントの全部若しくは一部を返還を命じることがあります。
2. 前項による返還命令を受けた登録事業者は、速やかにポイント又は助成金の全部又は一部を運営事務局に返還しなければなりません。なお、本規定は、運営事務局が、登録事業者から値引きを受けた共同申請者が、当該値引き分を登録事業者に返還することを妨げるものではありません。
3. 運営事務局は、第9条第2項並びに第10条第1項のポイント又は助成金の返還にあたっては、「加算金」の支払いを求めることができ、その期限を指定するものとします。なお、当該期限までに返還されないポイント又は助成金については、運営事務局は登録事業者に対し、当該期限満了の日の翌日から返還の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した「加算金」とし支払いを求めるものとします。

第11条 本規約の変更等

運営事務局が本規約を変更するときは、本事業のホームページにより、本規約の変更をする旨、変更内容及び変更の効力発生時期を通知するものとします。ただし、上記にかかわらず、当該変更が登録事業者一般の利益に適合する場合、又は緊急の必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合には、変更の効力発生後速やかに上記の方法において周知することができるものとします。変更後の本規約については、運営事務局が定めた効力発生時期より、効力を生じるものとします。

第12条 免責

1. 本事務局等は、本事業に関して、登録事業者（登録事業者になろうとする者を含む。以下本条において同じ。）に生じたあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとします。ただし、本事務局等の故意又は重過失によるものである場合には、本事務局等は、登録事業者に直接かつ現実生じた損害に限り、責任を負うものとします。
2. 本事務局等は、本事業に関して、登録事業者と、共同申請者及び第三者との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとします。

第13条 運営事務局による個人情報の利用

本事業において運営事務局が取得した個人情報の利用、保存及び管理には、本事業のプライバシーポリシー が適用されます。登録事業者は、共同申請者が運営事務局に提供する共同申請者の個人情報について、本事業のプライバシーポリシーに従って利用、保管及び管理等されることについて、共同申請者の同意を得るものとします。

第14条 秘密保持義務及び個人情報保護義務

1. 登録事業者（登録事業者になろうとする者を含む。以下本条において同じ。）は、本事業に関連して、本事務局等から開示される技術上又は営業上の情報（以下、「秘密情報」という。）を、第三者に漏洩、開示又は公表してはならないものとします。ただし、運営事務局の書面による事前の同意を得た場合はこの限りではありません。
2. 登録事業者は、本事業上の義務を履行する目的に限り、秘密情報を複製、加工、及び利用することができます。
3. 登録事業者は、運営事務局から指示を受けた場合、当該指示に従い速やかに、秘密情報（秘密情報を複製及び加工したものを含む。）を返却、廃棄又は消去するものとします。当該返却、廃棄、又は消去に要する費用は、登録事業者が負担するものとします。
4. 登録事業者は、秘密情報及び個人情報の安全な管理のために、組織的、人的、物理的及び技術的な安全措置を講じなければならないものとします。
5. 運営事務局が要求する場合、登録事業者は、秘密情報及び個人情報の管理状態を運営事務局に報告するものとします。また、運営事務局は、登録事業者に対し、事前の書面による通知により、運営事務局が登録事業者の業務の適正を確認するために必要と認める範囲内において、登録事業者の事業所その他秘密情報及び個人情報の管理場所又は使用場所に立ち入り、関連する書類等の提出を求める等秘密情報及び個人情報の管理等の情報セキュリティ監査を行うことができるものとします。
6. 運営事務局及び登録事業者は、秘密情報又は個人情報の漏洩等の事故が発生し、又は発生したおそれのあることを知った場合、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、直ちにその旨を相手方に報告し、運営事務局と登録事業者が協議の上、適切な措置を講じるものとします。
7. 運営事務局及び登録事業者は、前項の事故について、事故を引き起こした責任がいずれにあるかを協議の上、確定するものとします。

第15条 専属的合意管轄裁判所

本事業に関して、運営事務局と登録事業者又は登録事業者になろうとする者との間に生じた紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条 雑則

本規約に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項については、マニュアル等に定めるものとします。

制定日 令和6年8月1日